

—第2次読谷村男女共同参画計画—

あやとりプラン

2013(平成25)年3月
沖縄県読谷村



男女共同参画による読谷村づくりをめざして

読谷村長 石嶺 傳實

本村では、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が均等に、かつ、ともに責任を担い合い「男女共同参画」によって豊かで平和な住みよい読谷村を展望し、その実現をめざすため2000（平成 12）年に「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン 21）」を策定し、これまでさまざまな事業を推進してきました。

今回、このあやとりプラン 21 の取り組みを評価・点検するとともに、地域特性など本村の現状・課題等の把握、近年の国や県における男女共同参画関連施策の動向等を考慮し、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた指針となる「あやとりプラン—第 2 次読谷村男女共同参画計画—」を策定いたしました。

この計画は、前計画の主要目標を基に、新たに人権に関わる柱を加えた 5 つの柱を基本方針として、それぞれに計画を実現するための具体的施策を示しております。

男女共同参画社会の実現をめざす本計画を推進し、自治と平和の協働むらづくりを村民の皆様と進めてまいりたいと考えておりますので、村民の皆様のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査にご協力いただきました村民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました「読谷村女性会議」の各委員、関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の目的	3
3. 計画の位置づけ	4
第2章 総論	5
1. 計画の理念	6
2. 計画期間	6
3. 基本方針	7
4. 施策の体系	8
第3章 各論	9
方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進	9
方針2 とともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進	15
方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり	21
方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進	27
方針5 平和につながる国際交流と文化の創造	33
第4章 計画の推進に向けて	39
1. 村民との協働による男女共同参画社会の実現	40
2. 本計画の適切な進行管理	40
3. 庁内推進体制の充実・強化	40
4. 関係機関等との連携	41
5. 目標指標の設定	42
参考資料	43
1. 村民意識調査結果の概要	44
2. 法及び上位・関連計画等の整理	55
3. 計画の策定体制	65
4. 計画策定の経緯	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画策定の目的
3. 計画の位置づけ

1. 計画策定の背景

【国連の動き】

男女共同参画に関する世界的な動向として、国連の動きをみると、1945年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。また、国連は、1975年に「国際婦人年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1979年には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（略称：女子差別撤廃条約）」が定められています。

1985年にはナイロビで「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京での「第4回世界女性会議」において「北京宣言及び行動綱領」（北京行動綱領）が採択されています。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認と課題の検討とともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

【日本の動き】

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、昭和52年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭和62年）、「男女共同参画2000年プラン」（平成8年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、平成12年には「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により大きく前進し、平成11年には「男女共同参画社会基本法」、平成13年には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されています。

平成17年12月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第2次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成促進に関する施策を示しています。また、平成22年12月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第3次基本計画）を行いました。

【沖縄県の動き】

沖縄県においても、昭和 59 年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（平成 4 年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（平成 9 年）、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」（平成 14 年）と見直しを重ねながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

また、平成 15 年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定を行っています。加えて、平成 19 年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、その重点項目として「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」、「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」、「女性のチャレンジ支援」、「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の 5 つを掲げています。

さらに、同計画の終了に伴い、平成 24 年度から平成 28 年度までの計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

【読谷村の動き】

本村においては、平成 6 年に村職員を対象とした「女性の地位と男女平等に関する意識と実態の調査」、平成 8 年に村民を対象とした「読谷村女性に関する村民の意識と実態調査」を行い、女性行政の今後の取り組みの基礎資料としました。

平成 7 年 8 月には「読谷村女性会議」と庁内組織である「読谷村女性行政推進本部」が発足し、女性に関する諸問題についての調査・研究が行われ、国、県の行動計画にも注目しながら、平成 12 年 3 月「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン 21）」を策定しました。

平成 12 年度から「あやとりプラン 21」がスタートし、女性のあゆみ展を皮切りに女性行政情報紙の発行、男女共同参画についてのパネル展、講演会等の啓発事業を重点的に取り組んできました。また、男女共同参画の推進を目指す有志の方々の自主活動による映画の上映会も行われました。

2. 計画策定の目的

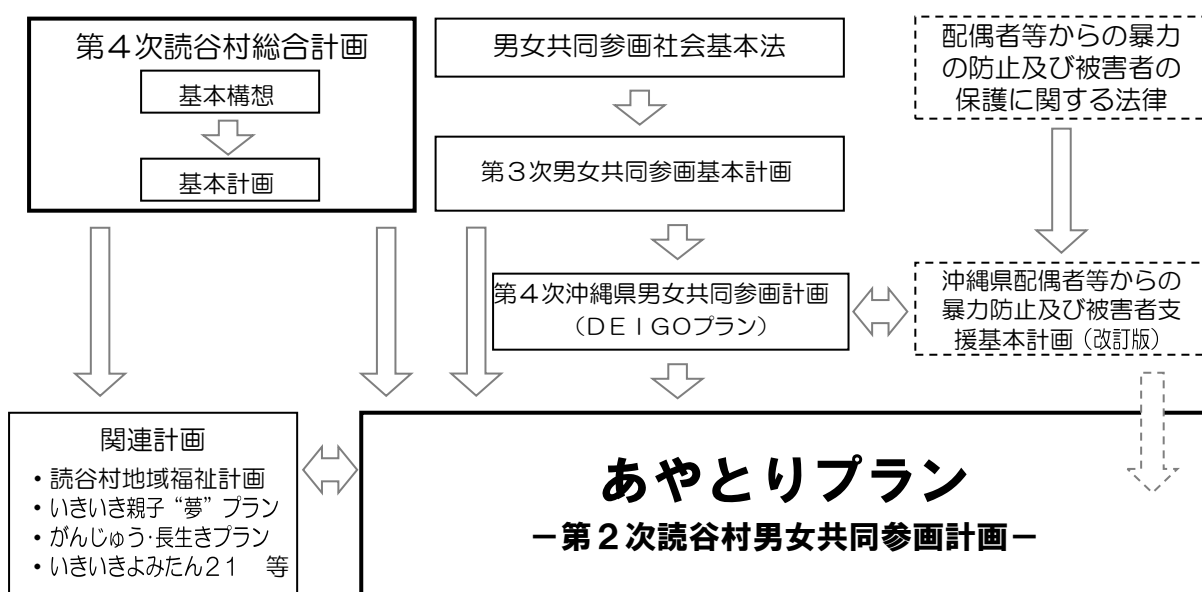
前述のような背景から、本村においても男女共同参画社会の実現を目指すため、平成 12 年 3 月に策定された「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン 21）」の点検・評価を行うとともに、本村の現状・課題及び村民意識等を的確に把握し、国際社会や国、沖縄県等の近年の男女共同参画関連施策の動向等を考慮しつつ、村民・行政が取り組むべき目標や施策を明らかにするための「あやとりプランー第 2 次読谷村男女共同参画計画ー」を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、本村のむらづくりの最上位計画である「第4次読谷村総合計画」に即するとともに、「読谷村地域福祉計画」等の諸計画との整合性を勘案して策定されました。

なお、男女共同参画計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき策定される計画です。

■あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ーと法及び上位・関連計画との関係



第2章 総論

1. 計画の理念
2. 計画期間
3. 基本方針
4. 施策の体系



1. 計画の理念

本計画は、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、「男女共同参画による読谷村づくりをめざして」のキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現をめざします。

男女共同参画による読谷村づくりをめざして

2. 計画期間

本計画の期間は、2013年度（平成25年）から2022年度（平成34年）までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況の点検・評価を毎年度行うとともに、政治・経済・社会状況の変化等に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. 基本方針

基本方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に対する村民の意識向上や、性別による固定的な役割分担等の見直しを図り、男女がともに「ひとりの人間」として平等であることを再確認していくことができるよう意識啓発を推進します。

基本方針2 とともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

すべての村民が心豊かな生活を送れるよう、あらゆる暴力の根絶や心身の健康づくり等を図り、生命の尊厳や人権尊重の意識を高め、お互いを認め合うむらづくりを推進します。

基本方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり

性別にかかわらず、誰もが安心して働き続けることができるよう、雇用環境の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男女が互いに協力し、支え合うことのできる環境づくりに取り組みます。

基本方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

女性自身が力をつけ、積極的な社会参加を図っていくことが社会的な地位や評価、社会の仕組みを変えていくことにもつながることから、女性の登用やエンパワーメントに向けた支援等、女性の能力を活かすための積極的な取り組みを推進します。

基本方針5 平和につながる国際交流と文化の創造

人権尊重の基本となる平和行政を推進していくとともに、国際交流や文化の継承等を図り、生命の尊厳を守り多様性を認め合えるむらづくりを推進します。

4. 施策の体系

男女共同参画による読谷村づくりをめざして

方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進

- (1) 情報発信・広報活動等による意識啓発の推進
- (2) 学習機会の充実等による社会的固定観念の見直し

方針2 とともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

- (1) 人権教育の推進
- (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり

- (1) 雇用環境の充実
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

- (1) 政策・方針決定の場への女性の登用促進
- (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

方針5 平和につながる国際交流と文化の創造

- (1) 平和な社会づくりへの貢献
- (2) 国際交流の推進と文化の継承

第3章 各論

方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進

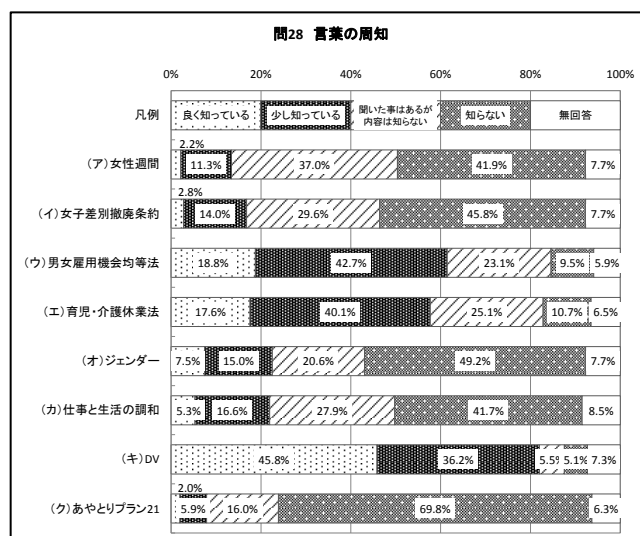
方針 1 男女共同参画のための意識啓発の推進

(1) 情報発信・広報活動等による意識啓発の推進

【現状・課題】

- 男女共同参画社会を実現していくためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していく必要があります。
- 近年、女性の社会進出はめざましく、活動の場も広がってきています。また、各種法整備により、男女平等に向けての条件整備は進んでいます。しかし、スイスのシンクタンクである「世界経済フォーラム」が発表した『男女格差報告（2012年版）』において、調査対象となった135か国中、日本は101位であり、先進国・主要国の中で最低水準の評価となっています。こうした現状を的確に認識し、男女共同参画に向けた環境整備を行っていくためにも、村民や事業者に対する意識啓発を図り、村民等との協働により取り組んでいくことが求められます。
- 本村においては、村民等と協働して男女共同参画社会の形成を図るため、平成12年3月に「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン21）」を策定し、計画に基づき、男女共同参画週間期間中におけるパネル展の開催など、男女共同参画の意識啓発等に取り組んできました。

- しかし、本村が実施した「第2次読谷村男女共同参画計画に関する意識調査」（平成24年9月）の結果をみると、「あやとりプラン21」の認知度（「良く知っている」＋「知っている」）は7.9%と低く、また男女共同参画に関する用語である「女性週間」や「女子差別撤廃条例」についての認知度も低い状況となっています。（それぞれ13.5%、16.8%）



- 今後、村ホームページや広報よみたん等、各種情報ツールの効果的な活用により、広く村民に情報発信していくとともに、講演会等の実施及び参加促進を図り、男女共同参画の意識づくりを行っていく必要があります。

【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向け、一人ひとりの個性と能力を認め合い、男女が共に「ひとりの人間」として自分らしく生きていけるよう、男女共同参画についての情報・資料の収集や積極的な発信を行い、行政のみならず、村民、事業者等とも連携して意識啓発に取り組みます。

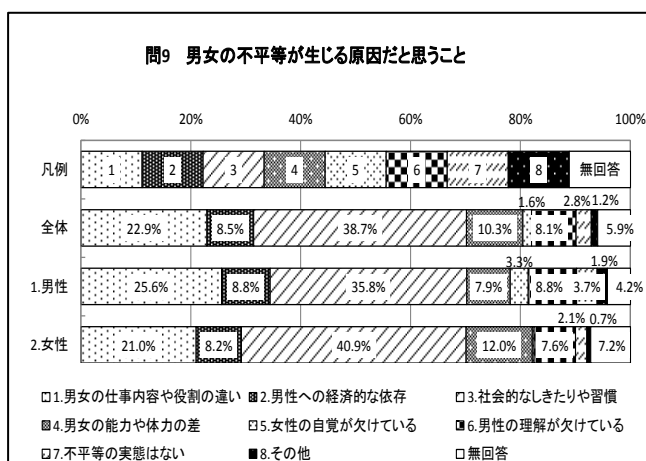
【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①多様な媒体を通じた啓発活動の推進	村ホームページや広報よみたん、FMラジオ放送等の多様な情報媒体を活用し、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発活動の推進	男女共同参画週間（毎年6月23～29日）において役場ロビーでの男女共同参画をテーマとしたパネル展開催を継続します。 また、地域や民間商業施設等と協力し、巡回パネル展を実施するなど、積極的な啓発活動の展開を図り、効果的な男女共同参画の意識啓発を推進します。	企画財政課
③講演会等の開催による意識啓発の実施	男女共同参画に関する講演会等の開催を行い、効果的な意識啓発を図るとともに、男女共同参画をわかりやすく伝えるための工夫を検討していきます。	企画財政課
④「あやとりプランナー第2次読谷村男女共同参画計画」の周知	「あやとりプランナー第2次読谷村男女共同参画計画」について、村ホームページへの掲載を行うとともに、広報よみたん等での周知を図ります。 また、各種公共施設等へ計画概要版を設置するなど、効果的な周知を図ります。	企画財政課
⑤読谷村女性会議との協働による男女共同参画の意識啓発の充実	読谷村女性会議において、村民への効果的な意識啓発方法を検討していくとともに、協働による周知活動の充実を図っていきます。 また、男女共同参画に取り組むための組織として認知されるよう、会議の名称変更についても検討していきます。	企画財政課

(2) 学習機会の充実等による社会的固定観念の見直し

【現状・課題】

- 我が国においては、今なお「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表されるように、性別による役割分担意識が根付いています。そうした潜在的な意識の過程で、性別によって男性が主、女性が従といった男女の関係を作り出したり、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担意識が社会制度や慣行の中に継承され、男女共同参画を推進する上で大きな阻害要因となっています。
- 生まれる前に決定される生物学的な性の違い（生物学的・生理学的な性差）に対し、出生後に周囲と関わりながら育つ中で、“こうあるべきだ”として身についた性差概念を「ジェンダー」（社会的・文化的に形成された性別）と言います。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」という意識や性別役割分担意識もこのジェンダーの一部です。
- 本村においても、性別によって役割分担を固定する意識は生活の様々な場面で根強く残っており、それらに基づく社会慣行が存在しているのが現状です。村民意識調査果をみると、男女の不平等が生じる原因として、「社会的なしきたりや習慣」が男女ともに1位（男性35.8%、女性40.9%）となっており、社会通念やしきたりの中に、男性優位な仕組みが未だ残っている状況が見てとれます。
- また、「ジェンダー」という言葉の認知度についても22.5%と低い状況にあります。ジェンダーによって固定的な性役割や性差別が生じると、片方の性にとっては生きにくい社会が形成されることから、意識啓発に取り組んでいくことが求められます。
- このため、男女共同参画の視点に立ち、特定の性に優位となっている制度・慣行を見直し、女性も男性も自らの意志であらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できるように条件を整備していくことが求められます。
- 本村では、この間、学校教育などにおいて、分け隔てない教育を行っていますが、子どもの成長・価値観形成に大きな影響を与える幼児期から、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、引き続き分け隔てのない教育環境・教育内容の推進に努めていく必要があります。
- 加えて、家庭や地域とも連携し、様々な学習機会を通して社会的固定観念を見直していくことが求められます。村民意識調査において、男女がともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことをたずねたところ、「夫婦や家族間で家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」が58.1%で1位となっています。



○本村では、平成24年度より「家庭の日」の啓発活動に努めています。家庭・家族は青少年の人格が形成される基盤として、また、人との関係のあり方や社会のルールを学ぶために重要であることから、こうした取り組みを通し、家庭や地域において男女が共に参画する社会について話し合うことが大切です。

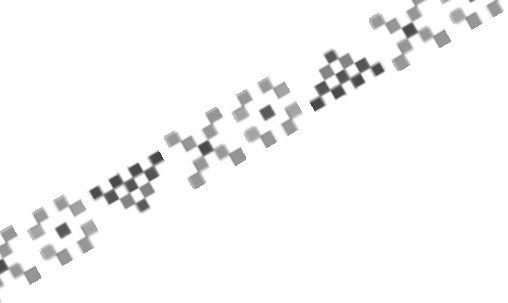
【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向け、村民一人ひとりが社会制度や考え方、慣習をジェンダーの視点でみつめ、社会的固定観念を見直すことが重要です。そのため、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画できるよう、学校をはじめ、家庭や地域における学習機会の充実を図ります。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①ジェンダー問題に関する情報の収集と提供	ジェンダー問題について、広く村民に意識啓発を図るため、国や県、関係団体等が発行する関係資料等を収集し、村民への情報提供や学習機会の提供を通して社会的固定観念の見直しを図ります。	企画財政課
②男女共同参画の視点に立った教育の推進	幼児期から固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにするため、引き続き、男女の分け隔てのない保育・教育環境の充実を図るとともに、総合的な学習の時間等を通し、男女共同参画やジェンダーの視点を取り入れた教育を推進します。	こども未来課 学校教育課
③主体的な進路選択を行えるキャリア教育*の推進	子どもたちが性別にとらわれることなく主体的に進路を選択する能力を身に付けるとともに、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進に努めます。	学校教育課
④生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実	各種生涯学習講座を実施する中で、男女共同参画の視点を取り入れるなど学習機会の充実を図ります。	生涯学習課 企画財政課
⑤「家庭の日」等の普及を通じた家庭内で話し合う機会づくり	「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及等、家族がともに過ごす時間を持つ取り組みを通し、家族の絆を深め合うとともに、家事や育児といった普段の生活において男女共同参画を話し合う機会づくりを推進していきます。	生涯学習課

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。



方針2 ともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

方針2 ともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

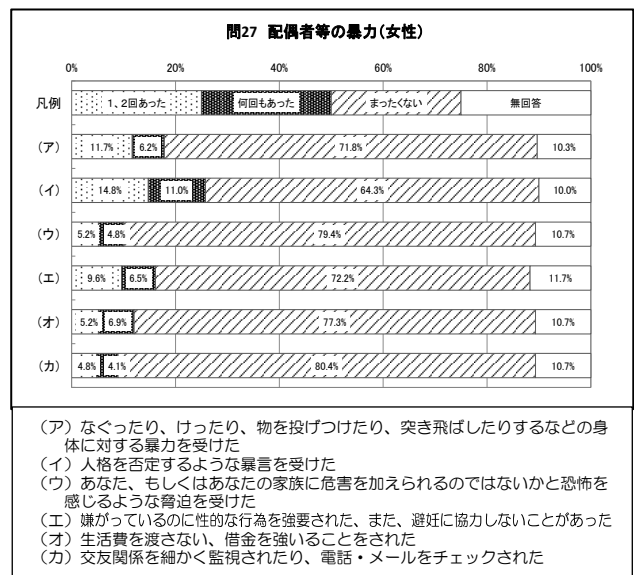
(1) 人権教育の推進

【現状・課題】

- 私たちすべての国民は、法の下に平等であり、生命や自由を確保し、幸福で平和な生活を営む権利が保障されています。
- しかし今日の社会は、厳しい経済情勢が続き、価値観の多様化、高度情報化などが進む中で、格差が生じ、個人の尊厳が傷つけられる場面も見受けられます。私たちを取り巻くあらゆる環境のなかで、お互いの人権を尊重し、自分らしく生きるために大切なことは何か、村民一人ひとりが再認識する必要があります。
- 本村では、学校教育において「人を思いやる心」をテーマにした人権教育を実施しています。また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒のこころの悩みに対応しています。
- 村民に対しては、いじめ、DV、差別などは人権に関わることから、家庭内のもめごと、困りごとなどを相談する場として、年に4回人権相談の場を設けています。
- 村民意識調査では、男女の地位に関して、政治などの場、社会的なしきたりや習慣などにおいては「男性が優遇されている」との考えが男女ともに多く、男性も女性も性別による不平等を根強く感じています。
- ドメスティック・バイオレンス（以下DV）は、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーからの暴力をいい、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。そのほかにもストーカー行為、性犯罪や売春（買春）に関わる事件の報道等も増え、全国的にDVなどの認知度は高まりつつあります。

- 村民意識調査にみると、17.9%の女性が身体的暴力を受けた経験があると回答し、他にも当事者から相談されたことがあるとの回答もあり、私たちの身近なところでDV犯罪が起きている状況が見て取れます。これを重く受け止め、庁内における役割分担を明確にし、防止策や相談などの対応に早急に取り組む必要があります。

- また、村民のDVに対する認識はまだ十分とは言えません。この行為は暴力か、暴力にあたらぬかという調査項目に対し、すべての選択肢が何らかの暴力行為にあたるにもかかわらず、男女とも「暴力にあたらぬ場合もある」や「暴力にあたらぬ」とする回答もみられることから、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であることなどの正しい認識を周知する必要があります。



- 被害者は圧倒的に女性が多くなっていますが、男性被害者も見られます。被害者からは、「どこにも相談しなかった」や「自分も悪いところがあった」、「自分さえがまんですればこのままやっていけると思った」などの意見もあり、DVに関する知識の普及とともに、相談や的確な支援が迅速に行えるよう庁内のシステム（体制）づくりが課題となっています。
- 現在では、インターネットや携帯電話などのメディアが普及し、様々な情報を得やすい環境にあります。適切にメディアを活用するよう社会全体の意識の高揚が求められます。

【基本的な考え方】

すべての村民がお互いの人権を認め合い、自分らしく幸福な生活を営むことができる社会を実現するため、人権尊重の意識を高める人権教育や啓発活動を行います。

配偶者からの暴力など、人権を脅かすあらゆる暴力等を未然に防ぎ、根絶に向けた取り組みを推進します。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①学校などにおける人権教育・啓発の推進	子どもたちがお互いを認め合う心を育めるよう、発達段階に応じた人権教育を充実するとともに、スクールカウンセラーなどによる教育相談の充実を推進します。	学校教育課
②人権に関する啓発活動の推進	村民の人権に対する関心を高めるため、引き続き人権擁護委員と連携した人権週間における啓発活動をすすめます。 また、村ホームページや広報よみたん等の多様な情報媒体を活用し、村民に広く人権に関する情報や相談窓口の案内を行います。	企画財政課 総務課
③配偶者などからの暴力の防止と根絶のための村民全体の意識づくり	配偶者などに対する暴力は犯罪行為であり、いかなる暴力も許さない社会をめざすため、村ホームページや広報よみたん等の多様な情報媒体を活用し、啓発活動を充実します。	企画財政課

施策	施策の内容	所管課
④庁内における相談・支援体制の構築と専門機関などとの連携強化	<p>配偶者などからのあらゆる暴力を根絶するため、庁内の役割を明確した支援システムを早急に構築します。</p> <p>また、警察や、児童相談所などの専門機関や地域とのネットワークの強化に努め、的確な支援を行います。</p>	企画財政課 こども未来課 福祉課
⑤対応する職員への研修の実施	<p>的確な相談対応や支援にむけて、研修等、相談担当職員を支援する体制を構築します。</p>	企画財政課 こども未来課 福祉課
⑥相談機関の周知徹底	<p>配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各相談窓口の周知を行います。</p>	企画財政課
⑦メディアリテラシー※の醸成	<p>メディアからの膨大な情報に対し、適切な判断ができるよう、情報を読み取り、適切な活用ができる能力（メディアリテラシー）の育成を図ります。特に、子どものメディアリテラシーの教育を推進します。</p>	生涯学習課 学校教育課
⑧男女共同参画の視点を組み込んだ表現の浸透	<p>村が発信する広報などにおいて、人権に配慮しつつ男女共同参画の視点も組み込んだ表現とするよう、庁内各課へ取り組みの推進を図ります。</p>	企画財政課 全庁

※メディアリテラシー：情報媒体からの情報を主体的に選択し、内容を分析・解説して活用できる能力や、情報を適切に選択し発信する能力を身に付けること。

(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

【現状・課題】

- 私たちは心身ともに健康でなければ、能力を発揮し、自分らしくいきいきとした生活を送ることはできません。男女が正しく自分の性や相手との身体的性差を理解し、尊重し合うことは、男女共同参画社会の基盤となる重要な部分です。
- 特に女性は、妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康課題に直面します。そのため、男女とも女性のからだに対する正しい知識や情報を得る必要があります。女性に対しては自ら健康管理ができるよう支援が求められます。加えて社会全体で、女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）に対する意識を高め、望まない妊娠により心とからだの健康が阻害されないことがないように、配慮しなければなりません。また、乳がんや子宮がん、更年期障害などの発症予防と早期発見・治療も重要となります。
- 男女とも仕事や家庭のストレス、食生活などの変化から生活習慣病や心の健康を害している人が年々増加しています。引き続き、ライフステージに応じた村民の健康づくりを支援し、生活習慣病予防や重症化対策に取り組む必要があります。
- 若い世代における望まない妊娠を防ぐためにも、生涯を通じて自分の心とからだを大切にできるよう、発達に応じた、生命の尊厳や男女の性に関する学習機会が必要です。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。（内閣府男女共同参画局ホームページ 男女共同参画関連用語より）

【基本的な考え方】

互いの性や健康を正しく理解し、尊重し合う意識づくりを行うとともに、いきいきと地域で暮らしていくことができるよう、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。

「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」の考えについて、村民に対する啓発活動を充実します。

生涯を通じて自分の心とからだを大切にできるよう、学校教育等における生命の尊厳や男女の性などについて発達に応じた学習を推進します。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意識啓発	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、正しい知識のもと女性の妊娠・出産などにおける自己決定の尊重を図るための学習機会の提供など、意識啓発に努めます。	企画財政課 こども未来課
②健診等の充実	男女とも、生涯を通じて心身の健康管理が行われるよう、乳児健診や住民健診、指導・相談などの保健事業を充実します。	こども未来課 健康環境課 学校教育課
③安心して妊娠出産ができる女性の健康づくり支援	健やかな妊娠出産、そして子育てのために、妊婦健診や妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問等を実施し、母子の健康を確保するとともに、出産育児に関する相談事業に取り組みます。	こども未来課
④学校教育等における性教育の推進	生涯を通じて自分の心とからだを大切にできるように、学校教育等における生命の尊厳や男女の性などについて発達に応じた学習を推進します。	学校教育課 こども未来課

方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり

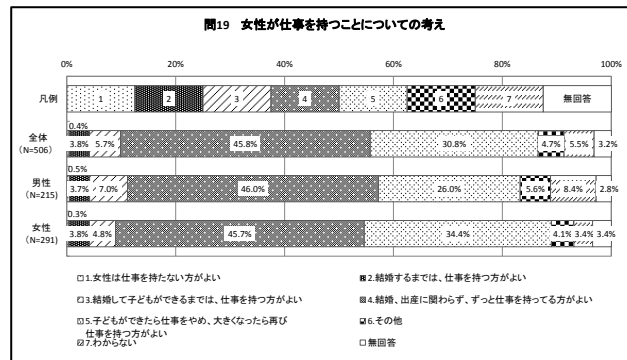
方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり

(1) 雇用環境の充実

【現状・課題】

○働きたい人が、性別にかかわらず能力を発揮し、さらに意欲の高まる職場環境をつくることは、男女共同参画社会の実現のために重要です。男女が多様な働き方を選択し、継続して働くことができる環境をつくり、充実させていくことは、地域の活力ともなります。

○国においては「男女共同参画社会基本法」、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「パートタイム労働法」など法律や制度の整備が進んでいます。村民意識調査をみても、男性も女性も、女性が仕事を持つことを支持しており、男女というよりも個々の能力にあった登用を望む意見が寄せられています。



○平成22年国勢調査から本村の雇用形態をみると、男性の6割が「正規の職員・従業員」であるのに対し、女性は4割弱にとどまっています。一方、女性は「パート・アルバイト」の割合が約半数と高く、職場においては、女性よりも男性の方が優遇されているとの回答がみられ、特に「賃金・昇進・昇格」の面では4割弱の女性が男女間で差があると感じています。また、育児・介護休暇取得後の職場復帰が困難なことなども課題としてあげられています。

○男女がともに能力を発揮する機会や待遇が確保された働きやすい環境づくりを促進するためにも、関係諸法令を周知する必要があります。

○本村では農水産業が盛んであり、また、それに従事している女性は、生産や経営の実質的な担い手であるとともに、紅イモなどを活用した特産品開発に取り組むなど、地域の活性化に大きく貢献しています。その貢献に対して適切な評価、経営などの方針決定の場への参画が求められます。農水産業では、家族経営が多く、生活と仕事が密接につながっていることから、家庭内の役割分担や労働時間、賃金などの労働条件が、不明確であることが課題です。

【基本的な考え方】

多様な働き方を選択でき、男女の区別なく雇用の機会と待遇が確保され、個々の能力を発揮しながら安心して働くことのできる環境づくりを促進します。

再就職、キャリアアップ、起業などを考えている村民に対し、情報提供などの支援を図ります。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①働く場における男女平等の促進	募集や採用、賃金などの待遇において、性別により固定化された職域や不利益な取り扱いなどの改善に向け、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など、関係法令や制度について村民や事業所などへ情報提供を行い、働く場における男女平等の促進を図ります。	企画財政課 商工観光課
②セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止に関する啓発活動	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどに対する認識をさらに深め、その防止策を促進するため、国や県等の啓発広報誌等を活用し、啓発活動を図ります。	企画財政課
③女性の就労支援	就職相談窓口の活用促進や、スキルアップ支援として県や村が開催する講座への参加促進、就職のための情報提供など就労支援を行います。	商工観光課 生涯学習課 企画財政課
④農水産業における男女共同参画の推進	農水産業等に従事する女性はその働きに見合う評価を受け、対等なパートナーとして経営に参画するため、家族経営協定づくりを推進します。	農業推進課
⑤女性が取り組む産業振興への支援	読谷村農漁村生活研究会や農協女性部による紅イモなどを使った特産品開発や、読谷山花織などの伝統工芸品づくりの取り組みが活性化するように組織への支援や女性リーダーの育成に努めます。	農業推進課 商工観光課
⑥多様な働き方に関する情報の収集や提供	村民や事業所の多様な働き方に関する、情報収集に努めるとともに、各種講演会の開催情報の提供に努めます。	企画財政課 商工観光課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【現状・課題】

○性別による役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方や働き方を実現するためには、男女がともに家庭や社会の一員として責任を分かち合い、家庭、仕事、地域活動へ参加し、充実して取り組んでいくことが重要です。

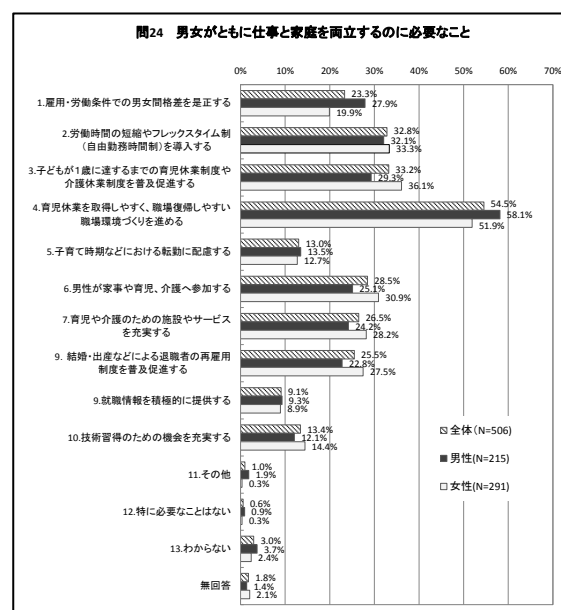
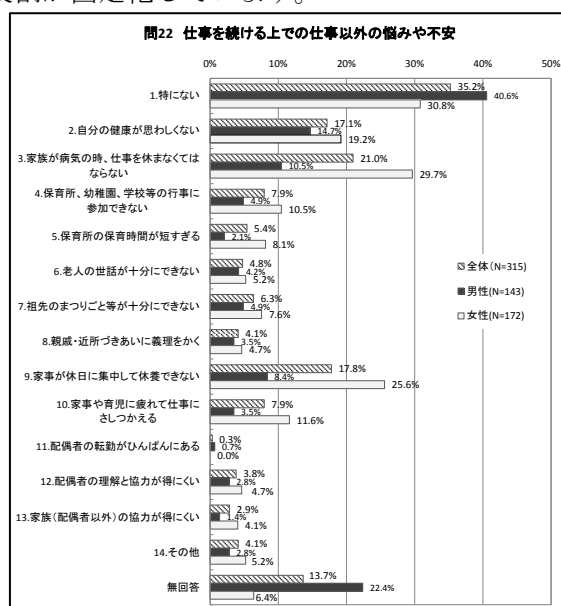
○しかし、村民意識調査から家庭内における男女の役割分担をみると、女性は日常的な家事や家計の管理、子育てを担い、男性は家計を支えることや高額商品の購入、家全体の重要なことを決定することを担うなど、男女の役割が固定化しています。

○また、仕事を続ける上での悩みとして、「家族が病気の時、仕事を休まなければならない」や「家事や育児に追われて休日でも休養が取れない」と女性からの回答が多数あり、日々の家事や育児を負担に感じていることが読み取れます。

○社会活動へ参加していない主な理由をみても、男女ともに「仕事が忙しくて時間がないから」となっています。また、女性は「家事・子育て・介護」も理由にあげています。

○これからは男性へ家事や育児、介護への参加を促し、男女が共に仕事と家事、育児、介護や社会活動等を担えるよう、家庭における意識づくりと子育てなどの支援が求められます。

○仕事の両立のために必要なことは、男女とも「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくり」、「労働時間の短縮やフレックスタイム制（自由勤務時間制）の導入」、「子どもが1歳に達するまでの育児休業制度や介護休業制度を普及促進する」に関心が高くなっています。全国的にも近年、育児を楽しんでいる男性が増え、「イクメン」という言葉も生まれていますが、収入の面や社内評価などから、育児休業などを取得している男性は少ない状況にあります。事業所の協力はもちろんのこと、社会全体で働き方の見直しや育児・介護休業などの取得の促進にむけて、機運を高める必要があります。



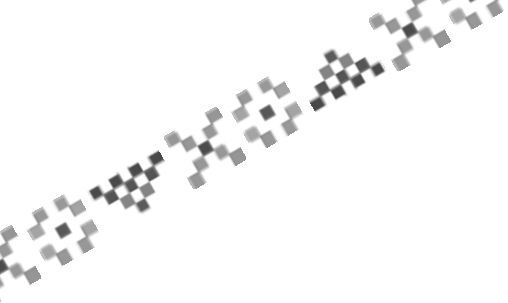
【基本的な考え方】

男女ともに性別による役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方や働き方を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発活動を進めます。そして男性の家事、育児、介護などへの参加を促進し、男女がともに家庭と仕事・地域活動を両立することができるよう子育てなどの支援を行います。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、従業員の就労意欲の向上、業務の効率化などのメリットももたらし、経営効果も期待されていることから、事業所等に向けて仕事と家庭の両立ができる職場の環境整備を進めていくよう働きかけます。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①事業所への育児・介護休業法などの周知徹底	男性も育児・介護休業が取得しやすい職場づくりを促進するため、事業所への諸法令の周知徹底に努めます。	企画財政課 商工観光課
②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは何か、働き方を見直す必要性など、その調和の在り方について村民や事業所、社会全体で考える必要があるため、啓発活動を進めます。	企画財政課 商工観光課
③庁内でのワーク・ライフ・バランスの推進	役場がモデル事業所として取り組むため、職員への啓発活動に努めます。 育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進します。	企画財政課 総務課 全庁
④保育サービスの充実	子育てと仕事の両立支援として、保護者のニーズを考慮したきめ細やかな保育サービスの充実に努めます。	こども未来課
⑤男性の家事・育児への参加を促進する各種事業の推進	男性の家事育児への参加を支援するため、子育て支援センターやつどいの広場、うぶ声教室（両親学級）、子育て応援講座（家庭教育支援事業）など、各課の子育て支援に関する事業を拡充するとともに、事業の利用促進に努めます。	こども未来課 生涯学習課
⑥介護サービスの充実	各種制度に基づき、介護と日常生活が両立できるよう介護に関する相談対応や福祉サービスの充実に努めます。	福祉課
⑦ひとり親家庭への自立支援	母子・父子家庭などのひとり親家庭に対し、自立に向けた各種制度の周知と相談事業などの支援に努めます。	こども未来課



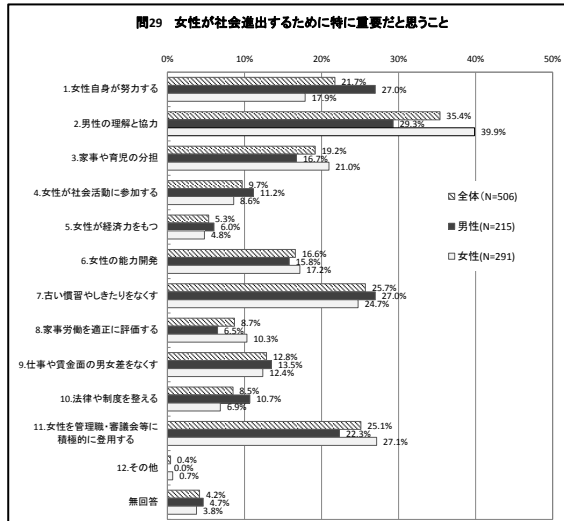
方針 4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の登用促進

【現状・課題】

- 男女が社会の一員として対等に活躍する社会を形成し、幅広い村民の考え方や意見をむらづくりに反映させていくためにも、男女が対等な構成員として政策や方針の決定の場に参画することが重要です。
- そうした中、本村の審議会などの政策決定の場における女性の登用状況（平成23年4月現在）は25.5%となっており、沖縄県の平均（25.6%）とほぼ同等の割合となっていますが、平成12年3月に策定した「あやとりプラン21」における目標値30%は達成していません。
- また、読谷村役場における女性の登用率（平成24年4月現在）は、管理職（課長級以上）6.7%となっており、沖縄県の平均（7.9%）よりもやや低い状況にあり、政策・方針決定の場への女性の参画が伸び悩んでいる状況です。
- 職場での女性管理職登用状況について、村民意識調査の結果をみると、4割強の回答者が「すでに女性の管理職がいる」と回答しており、能力のある女性の社会参画が進みつつある状況が見受けられます。一方、「女性が管理職になることは難しい」の回答も1割弱あることから、女性管理職登用事例の紹介を行うなど、意識改革に努める必要があります。
- 村民意識調査の結果では、女性の社会進出をすすめる上で特に重要なことについて、「女性を管理職・審議会等に積極的に登用する」の回答が3番目に多く、男女共同参画社会の実現を目指して行政が力を入れていくべきことに関する項目においても、「県や市町村の審議会など、政策・方針を決定する場への積極的な女性の登用を図る」の回答が3位となっており、政策・方針決定の場への女性の参画が重要と考える村民が多い様子がうかがえます。



- 男女がともに政策や方針決定の場に参加し、幅広い意見をむらづくりに反映していくためには、村内の多様な人材を把握し、様々な場面での活躍を促進することが重要です。
- 村生涯学習計画に位置づけられている「人材バンク」についてはリストの更新や登録する人材の選定等が課題となっています。

【基本的な考え方】

女性の社会進出を促進し、男女ともに幅広い村民の声がむらづくりへ反映できるよう、各種委員会や審議会など政策決定の場への女性の登用率向上を目指すとともに、庁内や民間事業所等への積極的改善措置（ポジティブアクション）の働きかけを行います。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①各種委員会・審議会等の場における女性の登用率の向上	委員等の選任方法について、公募による委員募集や各種団体からの選任方法を見直すなど、女性の登用率向上に努めます。	全庁 企画財政課
②庁内における女性の管理職等への登用促進	女性職員について、研修等への積極的な参加を促すなど、管理職等への登用促進を図ります。	総務課
③民間事業所・団体等に対する女性の登用の啓発	商工会等の団体と連携し、民間事業所等に対して、女性の登用・女性管理職登用の啓発に努めます。 また、地域の各種団体等においても、女性登用の啓発に努めます。	企画財政課
④地域人材の活用促進	個人情報に十分配慮しつつ、生涯学習分野との連携を図り、各分野で活躍する村内の人材活用に努めます。	生涯学習課

(2) 女性のエンパワーメント※に対する支援の充実

【現状・課題】

- 男女が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭、地域等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性が自身の能力を十分に発揮できるように力をつけるため、能力開発・人材育成を充実させていくことが求められます。
- 女性の能力開発や人材育成の一環として、パソコン教室の開催等、就労支援のための講座を実施し、キャリア形成支援等に努めています。
- 就労支援に関しては、相談窓口の設置や商工会等の関係機関と連携した起業支援などが求められています。
- そうした中、本村では前計画「あやとりプラン21」の策定後に、女性の商工会会長が誕生したなど、女性のリーダー進出がすすんでいる状況がうかがえます。
- 学習会や研修会の開催など、女性団体の育成支援等を行っている一方、女性団体同士の交流や情報交換を行い、女性のエンパワーメントを図るため、「読谷村女性団体連絡協議会」の設立が求められています。

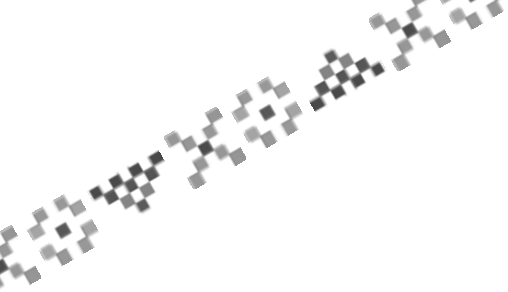
【基本的な考え方】

女性が社会の多様な分野で活躍でき、かつ責任を担う力を養うために、研修・講座の実施など女性のエンパワーメントに対する支援の充実を図ります。

※エンパワーメント：「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①女性リーダーの育成等の支援	地域や各団体で活躍する女性リーダー等の育成や能力開発へ向け、関係機関と連携しつつ、各種研修の実施やリーダー養成講座の開講に努めるなど、女性のエンパワーメントにつながる支援に取り組めます。	企画財政課 生涯学習課
②女性団体の活動支援	村内女性団体の活動を促進するため、学習会・研修会の開催など、活動支援に努めます。	企画財政課 生涯学習課
③女性団体連絡協議会の設立支援	女性のエンパワーメントと女性同士の交流促進のため、女性団体の横の連携を促しつつ、読谷村女性団体連絡協議会の設立支援に努めます。	企画財政課 生涯学習課
④女性起業家への支援	商工会等の関係機関と連携し、起業に関する相談対応や講座の実施、各種情報提供の充実等、女性起業家への支援に努めます。	商工観光課



方針 5 平和につながる国際交流と文化の創造

方針5 平和につながる国際交流と文化の創造

(1) 平和な社会づくりへの貢献

【現状・課題】

- 男女共同参画の基本には、個人が尊厳を持って生きることができるよう、全ての人間に与えられた権利である“人権”尊重の考え方があります。
- その人権を脅かす最たるものとして“戦争”があります。戦争は生命をはじめ、家族や文化、財産といったあらゆるものを破壊し、とりわけ女性や子どもたちが犠牲を多く強いられます。
- 本村においても、沖縄戦では上陸地点となった歴史的経験があり、現在でもなお米軍基地が村土の約45%を占め、米軍施設と隣り合わせの生活を送っています。また、米軍基地から派生する事件・事故は、住民の安全・安心な暮らしを脅かす一因となっています。
- これらの悲しい歴史を繰り返さないためにも、戦争の体験を風化させることなく、常に恒久平和を願う心を育むことが重要です。
- 本村においては、毎年、「平和創造展」を開催し、村民の平和を希求する意識の醸成を図っています。また、各地域においても毎年慰霊祭が執り行われています。
- 学校教育においては、慰霊の日に向けた特設授業の実施など、児童生徒の平和を希求する心を育む平和教育を推進しています。
- また、村ホームページ上に「読谷バーチャル平和資料館」を開設し、読谷村における沖縄戦の歴史の開設や平和情報冊子『平和の炎』及び『激動 読谷村民戦後の歩み』の公開など、平和情報の発信を行っています。

【基本的な考え方】

各種平和事業を推進し、戦争体験等を次世代に伝えていくとともに、生命の尊厳や平和を希求する意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①平和事業の推進	平和創造展の開催など各種平和事業を推進し、村民の平和を希求する意識の醸成を図ります。	企画財政課
②学校における平和学習の推進	児童生徒の恒久平和を希求する心を育むため、総合的な学習の時間等を活用した平和学習や、慰霊の日に向けた平和特設授業の実施などを推進します。	学校教育課
③読谷バーチャル平和資料館の活用促進	村ホームページ上に開設している読谷バーチャル平和資料館の内容充実を図るとともに、学校教育等における活用促進を図ります。	企画財政課

(2) 国際交流の推進と文化の継承

【現状・課題】

- 男女共同参画の取り組みは、国際婦人年、女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）等の国際的な動きと共に進められてきました。
- コンピュータや通信情報技術の発達等により社会のグローバル化が急速に進む中、性別や国籍、人種にとらわれず、多様性を認め合う社会を構築することは、男女共同参画社会を実現するための基本ともなります。
- そのため、異文化を学びつつ、地域の風土や文化を学び、又は再確認し、広い視野を持つ人材育成をすすめていく必要があります。
- 本村においては、海外移住者子弟研修生受入事業を毎年実施しており、これまでに30名を受け入れてきました。一方、研修生と地域や学校との交流機会が少ないため、地域の行事やまつりへの参加、学校での講話など、交流機会の更なる創出が求められています。
- 5年に1回開催される大規模イベント「世界のウチナーンチュ大会」の開催時には、多くの県系人を受け入れ、様々な交流を行っています。
- 児童生徒の国際交流事業として、中学生海外ホームステイ派遣事業やALT支援教師委託事業を実施しています。
- 三線の始祖として名高い“赤犬子”由来の地として知られる本村では、村内の小・中学生を対象に三線、箏、琉球舞踊の各教室のほか、茶道の教室を開催しており、子どもたちの文化を大切に育てています。
- 文化伝統芸能活動が盛んに行われている字、団体が国、県及び外郭団体からの派遣推薦があった場合は、補助金等の支援を行っています。
- 本村の伝統工芸品である読谷山花織の継承及び後継者育成に取り組むため、読谷山花織事業協同組合への支援を行っています。
- 毎年、伝統工芸品であるヤチムンを通してものづくりの楽しさ、奥深さを学び生活に活かすことを目的にヤチムン教室を開催しています。教室修了生の多くはヤチムンサークルに加入し、ボランティアとしてヤチムン教室のサポートを行うなど、地域等で活躍しています。

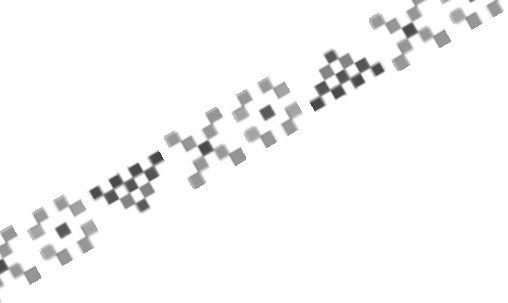
【基本的な考え方】

海外移住者子弟研修生などとの交流を通し、国際社会への理解を深めていくとともに、幅広い視野を持った人材の育成に努め、人種や性別にとらわれずお互いを認め合えるむらづくりをすすめます。

また、本村が誇る伝統芸能・文化の継承等を図り、男女ともにその担い手として活躍できるむらづくりをすすめます。

【具体的施策】

施策	施策の内容	所管課
①海外移住者子弟研修生受入事業等による幅広い視野を持つ人材の育成	<p>読谷村から海外へ移住した人々の子弟を受け入れ、研修や交流を重ねることにより、お互いの理解を深め、その経験を自国の発展に役立てることができるような人材育成を推進します。</p> <p>また、読谷村から海外への人材派遣も検討します。</p>	企画財政課
②国際交流機会の創出	<p>海外移住者子弟研修生の字行事やまつりへの参加、学校での講話の実施等、村民との交流機会の創出に努めます。</p> <p>また、県の国際交流事業との連携・協力を図ります。</p>	企画財政課
③児童生徒の国際交流の推進	<p>中学生海外ホームステイや小中学校における英語指導助手（ALT）の派遣等によって、国際性豊かな人材育成を推進します。</p>	学校教育課
④伝統芸能・文化の継承・発展	<p>エイサーなど地域の伝統芸能をはじめ、三線・箏・琉球舞踊など、人材育成支援や教室の開催等により、芸能文化の継承・発展を図ります。</p>	文化振興課 生涯学習課
⑤花織・ヤチムン等の伝統工芸の継承	<p>花織やヤチムンなど、本村が誇る伝統工芸の継承・発展のため、性別にとらわれず後継者の育成をすすめます。</p>	文化振興課 生涯学習課 商工観光課



第4章 計画の推進に向けて

1. 村民との協働による男女共同参画社会の実現
2. 本計画の適切な進行管理
3. 庁内推進体制の充実・強化
4. 関係機関等との連携
5. 目標指標の設定

1. 村民との協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画の実現には、村民・事業所・行政がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら様々な取り組みを展開していくことが重要です。

男女共同参画社会の主体は村民であることから、行政機関のみならず、村民一人ひとりの意識改革や行動、事業所の自主的な取り組みなどが必要となります。

村民・事業所・行政の責務を明らかにし、それぞれが主体的に、そして連携・協力しながら男女共同参画の機運を高めていくため、「あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ー」のもと、村民との協働による男女共同参画社会のむらづくりを推進します。

2. 本計画の適切な進行管理

計画の推進にあたっては、村民等の声に耳を傾け、本村の地域特性や村民ニーズ等を反映した施策の展開が重要です。

本村では関係各課の連携を密にし、男女共同参画を全庁的に進めていくための組織として、「読谷村女性行政推進本部」と、その下部組織として「読谷村女性行政実務者会議」が設置されています。

また、男女共同参画計画に関する課題とその施策のあり方について調査研究する組織として「読谷村女性会議」を設置しています。

今後、推進本部及び実務者会議の庁内組織において、毎年度、計画の点検・評価（内部評価）を行うとともに、村女性会議との連携のもと、本計画の進捗状況の報告及び点検・評価（外部評価）を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、社会情勢の変化や施策の評価等によって計画内容に見直しが必要になった場合には、適宜見直しを行います。

3. 庁内推進体制の充実・強化

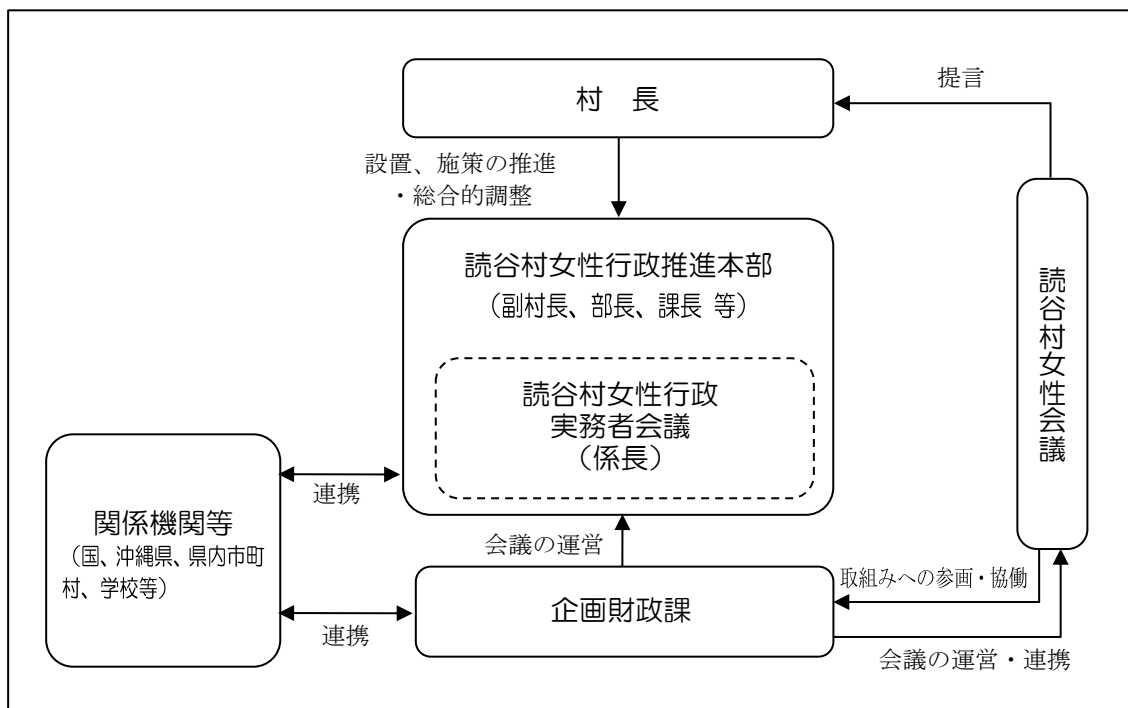
本村の職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、本計画を推進する必要があります。

職員研修をはじめ、様々な意識啓発の機会を設け、職員への意識啓発を図るとともに、本計画に位置づけた施策が男女共同参画の視点に基づき推進されるように取り組みます。

4. 関係機関等との連携

男女共同参画社会の実現に向け、国・県をはじめ、男女共同参画に関する諸機関及び組織等との連携を図りながら、本計画を効果的・効率的に推進します。

■推進体制



5. 目標指標の設定

本計画を適切に実行し、各施策の点検・評価を客観的に行うため、各方針に対し目標値を設定します。

なお、方針5「平和につながる国際交流と文化の創造」については、人材育成や交流促進といった内容が主な目的となっていることから、現段階での数値目標の設定が難しいため、今後、施策の点検・評価や計画の見直しを行っていく上で検討していくものとします。

	内 容	目標値 (H24→H34)	備 考
方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進	「あやとりプラン」を知る村民が増える	7.9% →30%	H24年度アンケート調査(問28)
方針2 ともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進	DV等の被害を受けたときに「どこにも相談しない」者の割合の減少	42.4% →減少	H24年度アンケート調査(問27-1)
方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり	職場での待遇について、「男女平等である」と感じる女性の割合の増加	35.4% →増加	H24年度アンケート調査(問8)
方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進	審議会・委員会等における女性登用率の向上	25.5% →40%	
方針5 平和につながる国際交流と文化の創造	—	—	

※目標指標の中には、村民へのアンケート調査結果を用いているものもあることから、計画の見直しに際しては、アンケート調査を実施していくものとし、関連する設問を盛り込んでいくことに留意します。

参考資料

1. 村民意識調査結果の概要
2. 法及び上位・関連計画等の整理
3. 計画の策定体制
4. 計画策定の経緯

参考資料

1. 村民意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

平成12年に策定した「あやとりプラン21」の見直しにあたり、読谷村民の男女共同参画に対する意識と実情を把握するとともに、「あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ー」を策定するための基礎資料とした。

(2) 調査の実施状況

- ①調査対象：本村在住の20歳以上の村民から無作為抽出
- ②調査方法：郵送による配布・回収
- ③調査期間：平成24年9月5日（水）～平成24年9月20日（木）

(3) 回収結果

配布数：2,000件
回収数：516件（回収率25.8%）
有効回収件数：506件（有効回収率25.3%）

(4) 調査結果の概要

①回答者の属性

- ・性別は「女性」が6割弱（57.5%）、「男性」4割強（42.5%）とやや女性の回答者が多い。また、国勢調査における本村の男女比（女性50.5%、男性49.5%）と比べても、女性の回答率が高くなっている。
- ・年齢は「60歳代」が2割半（25.9%）と他年代に比べて若干多い。
- ・居住年数は「生まれも育ちも読谷村」、「30年以上」が多く、居住歴の長い回答者が多い。
- ・婚姻については、既婚者が多い。
- ・就労状況については、「共働き世帯」が多い。
- ・職業については「正社員（一般職）」、「主夫・主婦」、「常勤パートタイマー」の順に多くなっている。女性の就労形態は、男性に比べ非正規雇用が多い。
- ・世帯構成については、「夫婦と子ども」世帯が多い。

②男女平等に関する意識、習慣について

◆あらゆる場面における男女の平等意識について（問8）

- ・「社会通念・習慣などで」、「社会全体的で」、「政治の場で」の項目で「男性の方が優遇されている」という意見が多い。

- ・男女の回答を比較すると、女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答する割合が高い。

◆男女の不平等が生じる原因について（問9）

- ・「社会的なしきたりや習慣」、「男女の仕事や威容や役割の違い」、「男女の能力や体力の差」の順に割合が高い。

◆トートナー（位牌）の継承について（問10）

- ・「それぞれの家に任せるべきである」、「誰が継いでも良い」、「血縁なら女子でもいい」の順に割合が高い。
- ・年齢別にみると、「それぞれの家に任せるべきである」の割合は若い世代の回答が多い。
- ・70歳以上の回答者のみ、「長男に限る」の回答が最も多い。

③家庭生活などについて

◆家庭における男女の役割分担について（問11, 11-1）

- ・「家計を支える」、「高額商品の購入」、「家庭の問題の最終的な決定」の項目については、主に男性が担う割合が高い。
- ・一方、「家事」、「家計の管理」、「子どもの世話・しつけ」など家事・育児に関する項目は女性が担っている場合が多い。
- ・また、家庭生活の中で女性が配偶者（パートナー）にもっとやってもらいたいことは、「家事」、「子どもの世話・しつけ」、「家計を支える（生活費をかせぐ）」、「病人・老親の世話（介護）」の割合が高い。

◆結婚や家庭生活に対する考え方について（問12）

- ・「結婚は個人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでもよい」の項目は賛成が多く、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「夫婦が別々の姓を名乗ることを認める方がよい」などの項目は反対が多い。

④社会活動について

◆現在参加している社会活動について（問13, 13-1）

- ・全体的に「趣味や学習のためのサークル」が多く、男性は「自治会活動」、女性は「婦人会・青年会・老人会」の割合が高い。
- ・また、参加していない者も一定数おり、その理由としては「仕事が忙しくて時間がなから」の割合が男女ともに高い。

⑤老後の生活について

◆老後の不安や悩みについて（問 14）

- ・老後の不安や悩みについては、「健康のこと」、「生活費のこと」、「配偶者に先立たれること」の順に割合が高くなっている。また、約 9 割の回答者が老後に何らかの不安や悩みを感じている。

◆老後の同居者について（問 15）

- ・老後一緒に暮らしたい相手については、「家族や身内と一緒に」、「夫婦だけで」、「家族や身内とは別に生活するが、近くで暮らしたい」の順に割合が高い。

⑥家事や育児、介護、地域活動に参加するために必要なことについて

◆男女がともに家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なことについて（問 16）

- ・職場における意識改革や労働条件の見直し、男性が家事・育児等に参加することへの理解等に関する項目の割合が高い。

⑦学校教育について

◆学校教育の場で男女共同参画を進める場合に大切なこと（問 17）

- ・男女の区別ない進路指導や性教育、発育等への正しい理解を通して異性を思いやる心の育成等への割合が高い。

◆小学校低学年からの発達段階に応じた性教育について（問 18）

- ・小学校低学年からの性教育に関する必要性は、「必要」の割合が高い。

⑧仕事のことについて

◆女性が仕事を持つことについて（問 19）

- ・女性が仕事を持つことについては、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の順に割合が高く、女性が仕事を持つことを望む人が多い。

◆働く理由について（問 20）

- ・全体的にみると「生計の維持」の割合が男女ともに高い。
- ・男女別にみると、「生計の維持」、「自分の技術を活かす」、「視野を広げるため」、「自由に使えるお金がほしいから」の項目は女性の割合が特に高い。

◆職場における待遇について（問 21）

- ・男女の回答を比較すると、全体的に女性の方が「男性の方が優遇されている」と回答

する項目が多い。

- ・特に「賃金・昇進・昇格」の項目については、「男性の方が優遇されている」の割合が男女ともに高い。

◆仕事を続けていく上での仕事以外の悩み・不安等について（問 22）

- ・仕事を続けていく上での悩み・不安等は、男性より女性の回答率が高くなっている。
- ・特に「家事が休日に集中して休養できない」、「家族が病気の時、仕事を休まなくてはならない」の項目で、女性の割合が高い。

◆職場での女性管理職登用状況について（問 23）

- ・「すでに女性の管理職がいる」の割合が高い。
- ・一方で、割合は低い「女性が管理職になることは難しい」の回答も一部みられた。

◆男女がともに「仕事と家庭の両立」をするために必要なことについて（問 24）

- ・育児休業を取得しやすい環境づくりや育児・介護休業制度の普及啓発等、制度の普及・導入促進に関する項目の割合が高い。

⑨配偶者などからの暴力について

◆身近な人のDVを見聞きしたことがあるか（問 25）

- ・「身近では見聞きしたことはない」が半数以上と最も多い。
- ・一方、「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」が2割弱、また、「実際に相談を受けたことがある」といった回答や身近に当事者がいるという回答も一部みられた。

◆DV被害を知ったときの対応等について（問 25-1）

- ・身近に当事者がいた場合や相談を受けた場合の対応については、「被害者をかくまったり、家を出ることを援助した」、「被害者に相談機関を紹介した」、「加害者に暴力をやめるように話をした」の順に割合が高い。

◆夫婦や恋人間の暴力について（問 26）

- ・「どんな場合でも暴力にあたる」の割合をみると、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」、「生活費を渡さない」、「平手で打つ」の順に高い。

◆配偶者や交際相手からの暴力について（問 27）

- ・配偶者等からの暴力については、男性より女性の方が被害にあった割合が高い。
- ・女性の受けた被害では、「人格を否定するような暴言を受けた」、「なぐったり、けった

り、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの体に対する暴力を受けた」、「嫌がっているのに性的な行為を強要された、また、避妊に協力しないことがあった」の順で割合が高い。

◆DV被害を受けたときの対応等について（問 27-1, 27-2）

- ・「友人・知人に相談した」、「家族や親せきに相談した」など、家族や友人など身近な人間へ相談する割合が比較的高い一方で、警察、公共機関、医療機関等の関係機関・団体に相談したとする割合は低い。
- ・また、「相談しなかった（できなかった）」と回答した者の理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」の順に割合が高い。

⑩男女共同参画行政について

◆男女共同参画に関する用語の認知度について（問 28）

- ・設問中の用語で最も認知度が高かったのは「DV」だった。
- ・一方、本村の男女共同参画施策を推進するための計画である「あやとりプラン 21」についてはほとんどの回答者が「知らない」と回答している。

◆さらなる女性の社会進出のために必要なことについて（問 29）

- ・男女とも「男性の理解と協力」の割合が高いが、特に女性の割合が高い。
- ・一方、男性は「女性自身が努力する」の割合も高いことから、男女ともお互いの理解・協力が必要と考えている様子が見えてくる。

◆男女共同参画社会の実現を目指して、行政が力を入れていくべきことについて（問 30）

- ・「育児・介護の支援充実や就労環境の整備など、仕事と家庭・地域生活の両立を支援する」の割合が最も高く、他にも育児や介護等に関する支援の充実や休業制度の普及啓発に関する項目の割合が高い。

(5) アンケート調査票

第2次読谷村男女共同参画計画に関する意識調査

調査へのご協力願ひ

日頃から、読谷村の暮らしづくりへのご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
 本村では、男女が社会の別等な権利として、互いにその人格を尊重しあひ、"男女共同参画"によって誰かでも平权的な暮らしが実現されることを目指すため、「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画～あやとりプラン21～」を推進（平成12年）し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。
 今回の「あやとりプラン21」の推進にあたり、読谷村民の男女共同参画に関する意識と実状を把握し、政策資料として活用していきたいと考えております。
 調査にあたっては、村にお住まいの20歳以上の約2,000人を無作為に選択し、ご協力をお願いいたします。また、この調査には、お名前を聞いていただく形跡はありません。お寄せいただいた情報は統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることはありません。
 お忙しい中、誠にお手数ですがご協力くださいたいと思いますようお願い申し上げます。

平成24年9月
読谷村長 石橋 博實

はじめに、あなたご自身のことやご家族についておたずねします

問1 あなたの性別はどちらですか。(Oは1つ)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問2 あなたの年齢はいくつですか。(平成24年8月1日現在の年齢でお答えください。)(Oは1つ)

1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳以上
---------	---------	---------	---------	---------	----------

問3 読谷村に居住して何年になりますか。(Oは1つ)

1. 生まれも育ちも読谷村(出生)	2. 1～5年未満	3. 5～10年未満
4. 10～20年未満	5. 20～30年未満	6. 30年以上

問4 あなたは、現在結婚していますか。(Oは1つ)

1. 結婚している	2. 結婚していない(パートナーと暮らしている)→問5へ	3. 離婚
4. 再婚	5. 未婚	

【配偶者・パートナーのいる方(問4で1、または2に○をつけた方)におたずねします]
 該当されない場合は →問5へお進みください。

問5 未婚とも(パートナーの方とも)職業をお持ちですか。(所属、所属先で就業中の別は問いませんのとみえます。)(Oは1つ)

1. 夫婦とも(パートナーとも)仕事をしています	2. 夫(男性)だけ
3. 妻(女性)だけ	4. 未婚とも(パートナーとも)無職

【ここからは、すべての方におたずねします】

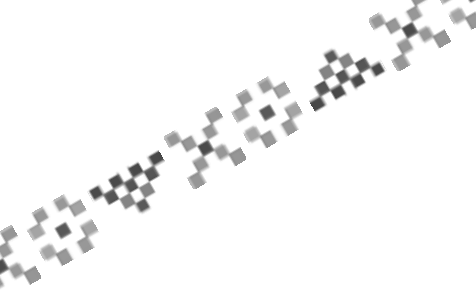
問6 あなたの職業(職種)は何か、次の1～14の中から1つお選びください。(Oは1つ)
 (所属、所属先で就業中の方は問いませんとみえます。)

1. 正社員(一般職)	9. 副店長・林業・漁業
2. 正社員(技術職)	10. 農工業・サービス業
3. 管理職・会社役員	11. 専業主婦(即・0円給、専業主婦サービス)
4. 役員	12. 自由業
5. 契約社員、派遣社員	13. 無職(主婦、専業主婦など)
6. 非正規パートタイム	14. 学生
7. 臨時・アルバイト	15. 無職
8. 次職	

ご記入にあたって

- この調査票は、封筒のあて名の方、ご本人がお答えください。
- 調査票は無署名でご回答ください。
- 回答について
 - 期間ごとに、あてはまる項目の番号に○印をつけてください。
 - 回答数(○をつける数)が質問によってかわりますので、ご注意ください。
 - お答えが「その他」の場合、「その他」の番号に○をつけ、() になさるべく具体的にご記入ください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて、**9月20日(木)**までにご返送ください。返手をおくる必要はありません。

この調査に関するご質問などは、下記までお願いいたします。
 読谷村企画財政課 担当：仲本
 電話：982-9205
 FAX：982-9202



問7 あなたは現在どのような世帯構成でお住まいですか。(Oは1つ)

- 1. 一人暮らし(単身世帯)
- 2. 夫婦だけの二人世帯
- 3. 夫婦と子ども
- 4. 親子と子ども(三世帯世帯)
- 5. 四世代世帯
- 6. 母子父子(ひとり親と未婚の子どもが同居)世帯
- 7. その他の世帯(具体的に)

問7-1 あなたは何人でお住まいですか。人数をお書きください。 人家族

男女平等に関する意識、関心について

問8 あなたは、表にあげるアンケートの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれに分野について、あなたの考えに最も近いものを1～6の中からそれぞれ1つずつ選んで、Oをつけてください。

	男性の立場が優位に感じている	どちらか一方が優位に感じている	男女の立場が平等に感じている	女性の立場が優位に感じている	わからない	
ア) 選挙方法	1	2	3	4	5	6
イ) 制度	1	2	3	4	5	6
ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
エ) 地域活動・社会活動の場	1	2	3	4	5	6
オ) 職場の場	1	2	3	4	5	6
カ) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
キ) 社会通念・慣習・風習など	1	2	3	4	5	6
ク) おおむねどの分野	1	2	3	4	5	6

問9 男女の平等が実現している程度は高いと思いますか、特に感じること1つだけ選んでください。(Oは1つ)

- 1. 男性の仕事内容や役割の違い
- 2. 男性への経済的負担
- 3. 社会的なしに役割や期待
- 4. 男性の能力や体力の問題
- 5. 女性の役割が大きい
- 6. 男性の意識が大きい
- 7. 平等の意識はない
- 8. その他(具体的に)

問10 「トートナー(価値)は、長男が継ぐべきだ」という考えがあります。このことについて、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。(Oは1つ)

- 1. 男に継ぐ
- 2. 自らの意思で継ぐ
- 3. 血縁なら女子でもよい
- 4. それぞれの順に継ぐべきである
- 5. 思が継いでよい
- 6. トートナーは継ぐべきでない
- 7. その他(具体的に)
- 8. わからない

家庭生活などについて

【配偶者・パートナーのいる方(問4で1、または2に○をつけた方)におたずねします】
 該当されない場合は → 問12へお進みください。

問11 あなたの家庭では、表にあげるような家庭内の事から必要に応じてあなたが行っていきますか、アンケートの各項目において、それぞれ1つずつ選んで、Oをつけてください。

	主に私が行う	主に妻が行う	共に妻が同じ程度行う	主に妻が行うが一部分は私が行う	主に私が行うが一部分は妻が行う	共に私が同じ程度行う	主に妻が行うが大部分は私が行う	主に私が行うが大部分は妻が行う
ア) 家事をこなす(洗濯・掃除)	1	2	3	4	5	6		
イ) 家事をこなす(掃除・洗濯)	1	2	3	4	5	6		
ウ) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		
エ) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		
オ) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		
カ) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		
キ) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		
ク) 子どもの世話をしつけ	1	2	3	4	5	6		

問11-1 また、あなたが、問11のアンケートまでの項目から、配偶者(パートナー)にもっとやってもらいたいことは何ですか、アンケートの中から3つまで選んでください。

配偶者にやってもらいたいこと

→アンケートの中から3つ選んで記入

【ここからは、すべての方におたずねします】

問12 結婚や子育てに関するアンケートのことについて、あなたの考えに最も近いものをそれぞれ1つずつ選んで、Oをつけてください。

	賛成	どちらか一方が賛成	どちらか一方が反対	反対	わからない
ア) 結婚は本人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
イ) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
ウ) 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
エ) 結婚して相手に頼るべきではない	1	2	3	4	5
オ) 夫婦間の役割を定めること(男性が夫の役割、女性が妻の役割)	1	2	3	4	5

社会活動について

問13 あなたが現在参加しているさまざまな社会活動について、すべて選んでください。
(Oはいくつでも)

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. 趣味や学校のためのサークル | 2. 自治会活動 |
| 3. 婦人会・青年会・老人会活動 | 4. 子どものための活動 |
| 5. PTA活動 | 6. 障がい活動 |
| 7. 市民活動 | 8. 宗教活動 |
| 9. 政治活動 | 10. 国際交流 |
| 11. 選挙活動 | 12. 地産地消 |
| 13. その他（具体的に） | |
| 14. 活動には参加していません（3-14） | |

【問13で、「14. 活動には参加していません」と答えた方におたずねします】

理由を教えてください → 問14へお答えください

- 問13-1 参加していないのはなぜですか、あてはまるものを3つまで選んでください。(Oは3つまで)
1. 社会活動に興味がないから
 2. 地域で親戚や知人の持っている活動が行われていないから
 3. 仕事に慣れていないから
 4. 交通・子育て・介護が難しく時間が足りないから
 5. 自分の体力がすぐれないから
 6. 家族の理解や協力が得られないから
 7. 経済的な負担が大変だから
 8. 地域活動に関する情報が少ないから
 9. 活動するための時間が取れないから
 10. 人間関係がうまくいかないから
 11. その他（具体的に）

老後の生活について

【ここからは、すべての方におたずねします】

問14 あなたは自分の老後の生活に、どのような言葉や悩みをお持ちですか、あてはまるものを3つまで選んでください。(Oは3つまで)

1. 経済的に心配なれること
2. 生活費のこと
3. 健康のこと
4. 誰かあてくれる身寄りがないこと
5. 誰か話し相手が見つからないこと
6. 安心して住み続ける住宅がないこと
7. 車の運転がないこと
8. 退出な趣味や仕事がないこと
9. 不安に思っていることなど
10. その他（具体的に）

問15 あなたは老後を誰と暮らしたいと思いますか。(Oは1つ)

1. 両親だけで
2. 自分一人で
3. 家族や身元と一緒に
4. 家族や身元と別居するが、近くで暮らしたい
5. 老人ホームなどで
6. 友人と
7. その他（具体的に）

5

家事や育児、介護、地域活動に参加するために必要なことについて

問16 あなたは今後、男女がともに家事、育児、介護、地域活動に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか、あてはまるものをすべて選んでください。
(Oはいくつでも)

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の理解を深めること
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の理解を深めること
3. 夫婦や家族間で家事などの負担をより十分に話し合うこと
4. 働きの中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても理解し、支援すること
5. 労働時間の短縮や育児休業や介護休業などの制度利用を普及させることで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること
6. 社会の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動についても、その評価を高めること
7. 男性が育児休業などの制度により、男性の家事や育児、介護等の負担を減らすこと
8. 男性が育児や介護、地域活動を行うための制度（ネットワーク）作りを高めること
9. 家事や育児などの負担を軽減するための制度について、男性が理解しやすい窓口を設けること
10. その他（具体的に）
11. 特に必要なことはない

学校教育について

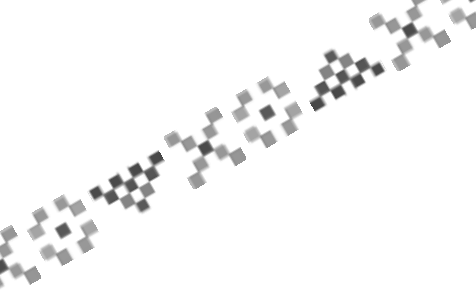
問17 学校教育の中で男女共同参画を進める場合、どのようなことが大切だと思いますか、あてはまるものを3つまで選んでください。(Oは3つまで)

1. 教員や校長など、男女を分けないようにする
2. 教科書の例は、男女の役割なく記述を心がけるように理解し、男性も思いやる心を育てるようになる
3. 性別を踏まえて、心や体の発達について正しく理解し、男性も思いやる心を育てるようになる
4. 男らしさ、女らしさを強調しないようにする
5. 教科書に対し、男女共同参画推進を高めるための評価を実施する
6. 女性の校長など、女性教員を増やす
7. その他（具体的に）
8. わからない

問18 「小学校部員から、発達段階に応じた性教育を取り入れる」ことについて、どう思いますか。
(Oは1つ)

1. 必要
2. 必要と判断しない
3. わからない

6



仕事のことについて

問 19 一般的に、女性が仕事を持つことについて、あなたはどうお考えですか、あてはまるものを1つだけ選んでください。(Oは1つまで)

1. 女性は仕事をもちたがらない
2. 結婚するまでは、仕事をもちたがらない
3. 結婚して子どもができれば、仕事をもちたがらない
4. 結婚、出産に関わらず、ずっと仕事をもちたい
5. 子どもができれば仕事をやめ、大ざくあつたら再び仕事をもちたがらない
6. その他 (具体的に)
7. わからない

【現在働いている方(産休・育休中、パートやアルバイトを含む)におたずねします】
該当されない場合は 問 24へお進みください。

問 20 あなたが働いている理由について、あてはまるものを3つまで選んでください。(Oは3つまで)

1. 社風に慣れたから
2. 自分の能力、技術がいかす
3. 視野を広げるため
4. 肉体的に余暇があるため
5. 働くのは人間としてあたりまえだから
6. 専業主婦から
7. 主婦の経済
8. 子どもの習い事
9. 在宅勤務の利便やローン返済
10. 習後の働き
11. 自分の自由に使えるお金がほしいから
12. 育児休業中のレジャー費用
13. その他 (具体的に)

問 21 あなたの職場では、次にあける欄で、性別によって差があると思いますか、ア～カの各欄において、あなたの考えに近しいものを選んで1つずつ選んで、Oをつけてください。

	男性の方が働いていて、女性の方が働いていない	どちらか一方が働いていて、もう一方が働いていない	甲	どちらか一方が働いていて、もう一方が働いていない	女性の方が働いていて、男性の方が働いていない	乙	どちらか一方が働いていて、もう一方が働いていない
ア) 就業や昇進の条件	1	2	3	4	5	6	6
イ) 賃金・昇進・賞与	1	2	3	4	5	6	6
ウ) 人事制度	1	2	3	4	5	6	6
エ) 教育や研修制度	1	2	3	4	5	6	6
オ) 仕事の内容	1	2	3	4	5	6	6
カ) その他	1	2	3	4	5	6	6

問 22 あなたが仕事を選ばない理由として、最も近いことを選び、2つまで選んでください。(Oは1つまで)

1. 用いない
2. 自分の健康が心配なから
3. 収入が足りないから、仕事を休まなくてはならない
4. 保育園、幼稚園、小学校の行事に参加できない
5. 体調不良や休職期間が長すぎる
6. 子どもの生活が十分でない
7. 習後のまづりなことや十分でない
8. 結婚・出産が十分に満足できない
9. 家事が休日に集中して休むことができない
10. 家事や育児に慣れて仕事に復帰しづらくなる
11. 勤務地の通勤距離が長いから
12. 勤務地の通勤と習後の時間が合わない
13. 家族(配偶者以外)の都合が悪い
14. その他 (具体的に)

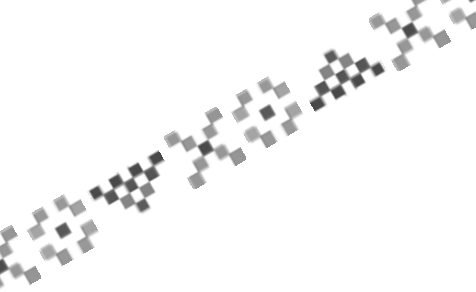
問 23 あなたの職場での女性管理職登用状況について、1つだけ選んでください。(Oは1つ)

1. すでに女性の管理職がいる
2. 現在はいないが、別に女性が管理職になる意思はない
3. 女性が管理職になることは難しい
4. 管理職のない職場なので該当しない

【ここからは、すべての方におたずねします】

問 24 男女ともに「仕事と家庭の両立」をするためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか、あなたの考えに近しいものを選んでください。(Oは3つまで)

1. 育児・介護案件での男女間協力を促進する
2. 育児期間の短縮やフレックスタイム制(田舎勤務制度)を導入する
3. 子ども1人に課するまでの育児休業制度や介護休業制度を普及促進する
4. 育児休業を取得しやすく、制度周知しやすく、職場復帰つくりを促す
5. 子育て支援施設における相談に対応する
6. 男性が家事や育児、介護へ参加する
7. 地方が介護のための施設やサービスを提供する
8. 結婚・出産などによる退職者の雇用削減を普及促進する
9. 就業機会を積極的に創出する
10. 技能取得のための補助金を充実させる
11. その他 (具体的に)
12. 他に近しいことはない
13. わからない



【問 27-1で、「11. どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」と答えた方にお
たずねします】 該当されない場合は、問 28へお進みください

問 27-2 どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）のは、なぜですか、あてはまるもの
をすべて選んでください。（○はすべてでも）

1. どこにも（誰にも）相談しなかったから	2. 恥ずかしくて誰にも話せなかったから
3. 相談してもムダだったから	4. 相談したことがかかるとは思わなかったから
5. 相談相手の高齢によって不快な思いをさせられたから	6. 目撃者がいませんから、なんらかの理由で話さなかったから
7. 時間が無いから	8. 他人を巻き込みたくないから
9. その他について思い出しにくかったから	10. 自分にも悪いところがあるから
11. 相談するほどのことでは無いと思ったから	12. その他（具体的に）

男女共同参画行政について

【ここからは、すべての方におたずねします】

問 28 あなたは約にあげた事業を知っていますか、次のア～クの事業について、あてはまるものをそれ
ぞれ1ずつ選んでください。

	ほぼ全く 知っている	やや詳しく 知っている	少し詳しく 知っている (回答は55%)	知らない
ア) 女性活躍（個人課題）	1	2	3	4
イ) 女子差別撤廃条約	1	2	3	4
ウ) 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
エ) 育児・介護休業法	1	2	3	4
オ) タンデマー（社会的な活動に作られる 性差）	1	2	3	4
カ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ バランス）	1	2	3	4
キ) DV（配偶者、交際相手等に対する暴 力、脅迫、虐待、性暴力等）	1	2	3	4
ク) 男女共同参画推進計画（国・自治体等） （国「男女共同参画計画21」）	1	2	3	4

注）DV＝ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略称

問 29 女性の社会進出は進みつつありますが、社長や役員、企業の高層職などはまだ女性が少ない状態
にあります。今後さらに、女性が社会進出するため、特に重要だと思うものを次の中から2つ
まで選んでください。（○はすべてでも）

1. 女性自身の努力	2. 男性の理解と協力	3. 家事や育児の分担
4. 女性が活躍しやすい環境づくり	5. 女性が活躍しやすい職場	6. 女性の働き方改革
7. 正しい働き方意識の普及	8. 家事労働の軽減と負担の軽減	
9. 社会や企業側の男女差別をなくす	10. 法律や制度を整える	
11. 女性活躍推進・推進政策に積極的に参画する		
12. その他（具体的に）		

問 30 男女共同参画社会の実現を目指して、今後、村や町などの行動はどのようなことにかを入れてい
くべきだと思いますか、あてはまるものを3つまで選んでください。（○は3つまで）

1. 学校教育における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を推進する
2. 生涯学習の場における男女の平等と相互の理解や協力についての学習を推進する
3. 次世代やバリエーションで男女の平等と相互の理解や協力についての理解を推進する
4. 男性に対する意識啓発を推進する
5. 女性に対する意識啓発を推進する
6. 女性の就業支援のため、就業機会の提供や職業訓練を推進する
7. 職場における男女の平等と相互の理解や協力、育児・介護休業制度の普及促進を図る
8. 育児・介護の支援制度や就業環境の整備など、仕事と家庭・地域生活の両立を支援する
9. 配偶者等に対する暴力（セクハラ・DVなど）の相談と被害者に対する支援を推進する
10. 女性の社会参画を促進するための活用などを推進する
11. 相談窓口を充実させる
12. 県や市町村の職員など、政府・自治体決定する場への積極的な女性の参画を図る
13. その他（具体的に）

これからの貴村の女性行動についてご意見ご要望があればお書きになってください。

--

ご意見が共有できるようになりました。

2. 法及び上位・関連計画等の整理

国・県及び本村の法及び上位・関連計画における位置づけを整理する。

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

No	法及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	男女共同参画社会基本法	—
②	第3次男女共同参画基本計画	—

(2) 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

No	条例及び上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	沖縄県男女共同参画推進条例	—
②	第4次沖縄県男女共同参画計画 -DEIGO プラン-	平成24年度～平成28年度（5年間）
③	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）	—

(3) 読谷村の上位・関連計画

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次
①	読谷村第4次総合計画前期基本計画	2008（平成20）年～2012（平成24）年
②	読谷村地域福祉計画	平成23年度～平成27年度（5年間）
③	読谷村次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画（いきいき親子“夢”プラン）	平成22年度～平成26年度（5年間）

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

①男女共同参画社会基本法（平成11年6月）

平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を形成するための5本の柱（基本理念）を掲げている。また、その柱に基づき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）が定められている。

○ 基本理念－男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

※わかりやすくするため、平易な表現で趣旨を示しています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

○国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、政府が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年に策定したものであり、その推進を図ってきた。

その後、平成17年に策定した第2次基本計画を経て、平成22年に、これまでの取り組みを評価・統括し、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」の策定を行った。

【第1部 基本的な方針】

■策定にあたっての基本的考え方

- ①基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュール等を明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

■第3次計画において改めて強調している視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
 - ・女性を始めとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化に必要不可欠。
 - ・女性はその能力を発揮し経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大に加え、持続的に新たな価値を創造するために不可欠。
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
 - ・男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会。
 - ・働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性への働きかけが必要。
 - ・子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要。
 - ・ひとり親家庭や性犯罪の被害を受けている子どもなど、支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、社会全体で子どもたちを支えることが必要。
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
 - ・女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。
 - ・障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
 - ・家庭や地域における男女共同参画の推進や、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠。
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要課題。
 - ・暴力を容認しない社会的認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策、被害者支援など幅広い取組を総合的に推進することが必要。

⑤地域における身近な男女共同参画の推進

- ・地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要。
- ・人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠。

■今後取り組むべき喫緊の課題

- ①実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③雇用・セーフティネットの再構築
- ④推進体制の強化

【第2部 施策の基本的方向と具体施策】

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(2) 沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2003年（平成15年）に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定した。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第4次沖縄県男女共同参画計画－DEIGOプラン－

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示している。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めている。

<計画の方向>

「すべての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す」

<計画の期間>

平成24（2012）年度から平成28（2018）年度までの5年間。

<計画の内容>

目標1 家庭における男女共同参画の実現

- 施策1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発
- 施策1-2 育児及び介護を支える環境づくり
- 施策1-3 配偶者等からの暴力（DV）の根絶
- 施策1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

目標2 職場における男女共同参画の実現

- 施策2-1 多様な就業を可能にする環境の整備
- 施策2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策2-3 農林漁業における男女共同参画の推進
- 施策2-4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

目標3 地域における男女共同参画の実現

- 施策3-1 地域活動を推進するための連携・協働
- 施策3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- 施策3-3 市町村における男女共同参画の推進

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

- 施策4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- 施策4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- 施策4-3 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
- 施策4-4 男女間における暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）

本計画は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年及び平成19年に改正）等を受け、法第2条の3第1項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月）の改訂版である。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されている。

<計画の基本理念>

「配偶者等からの暴力を許さない社会づくり」

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護所退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理学的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

(3) 読谷村の上位・関連計画

①読谷村第4次総合計画前期基本計画

<計画の目標>

「ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 健康の村」

<計画期間>

2008（平成20）年～2012（平成24）年

<基本施策>

1. 自治と平和の協働むらづくり

6) 男女共同参画社会の推進

21世紀の社会が真に豊かなものになるためには、これまでの固定的な役割分担によらず、男も女も共に自立した共生社会の実現が求められています。

憲法において、個人の尊重、法の下での平等が示され、この規定に基づいて「男女雇用機会均等法」が制定されており、様々な取り組みがなされています。しかし、日常において未だ固定的な役割分担意識があることから、家庭や地域社会における意識改革とあわせて男女が共に参画できる社会の実現をめざします。

また少子高齢化に対応し、安心して子供が育てられる環境づくりや生涯学習機会の充実など女性の働く社会環境の拡充をはかり、男性の生活的自立促進も含み多様な生き方が可能となる条件整備を推進します。さらに、女性の感性や生活者としての視点を活かし、女性の積極的登用によるあらゆる分野への男女共同参画を推進します。

<施 策>

- (1) 男女共同参画の啓発
- (2) 女性ネットワークづくり

②読谷村地域福祉計画

<計画期間>

平成23年度から平成27年度までの5か年間。

<計画の理念>

「子どもからお年寄りまで、皆で支え合い、共に生きるむらづくり（村民一人ひとりが、何か一つ“自分のできることをできる時にできる範囲で”）」

<基本目標>

- (1) 行動する村民、地域の育成
- (2) 福祉基盤の充実

<各 論>

2. 福祉基盤の充実

- (3) 権利擁護等の充実
- 2) 虐待防止に向けた取り組みの充実
- ②虐待の早期発見・対応の充実

- ・村民に対し、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者によるDVの防止を呼び掛けるとともに、身の回りで虐待等の恐れがある事例を見かけた場合、速やかに通報していただけるよう、啓発を行い、支援体制を構築します。

③読谷村次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画（いきいき親子“夢”プラン）

<計画期間>

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年のうち、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年間を後期計画とする。

<地域の子育て理念>

「豊かな自然と地域の文化と“ゆいまーるの心”ではぐくむ読谷っ子」

<基本指針>

- ①豊かな自然が健全な子ども達をはぐくむ
- ②地域の文化が感受性豊かな子ども達をはぐくむ
- ③“ゆいまーるの心”がやさしく明るい子ども達をはぐくむ

<各 論>

V 職業生活と家庭生活の両立の推進

1. 家族における子育て支援の促進
2. 子育てを支援する職場づくりの促進
3. 男女共同参画社会の実現に向けた取り組み

男女が協同して子育てをしたり家事を分担したりすることなどができる男女共同参画社会の実現を目指します。

①あやとりプラン 21 の推進

男女共同参画社会の実現においては、仕事と子育ての両立が重要なテーマであるため、本村の男女共同参画社会行動計画である「あやとりプラン 21」を推進する。

VI 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

1. ひとり親世帯への支援の充実
2. 障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実
3. 児童虐待及び家庭内暴力の防止

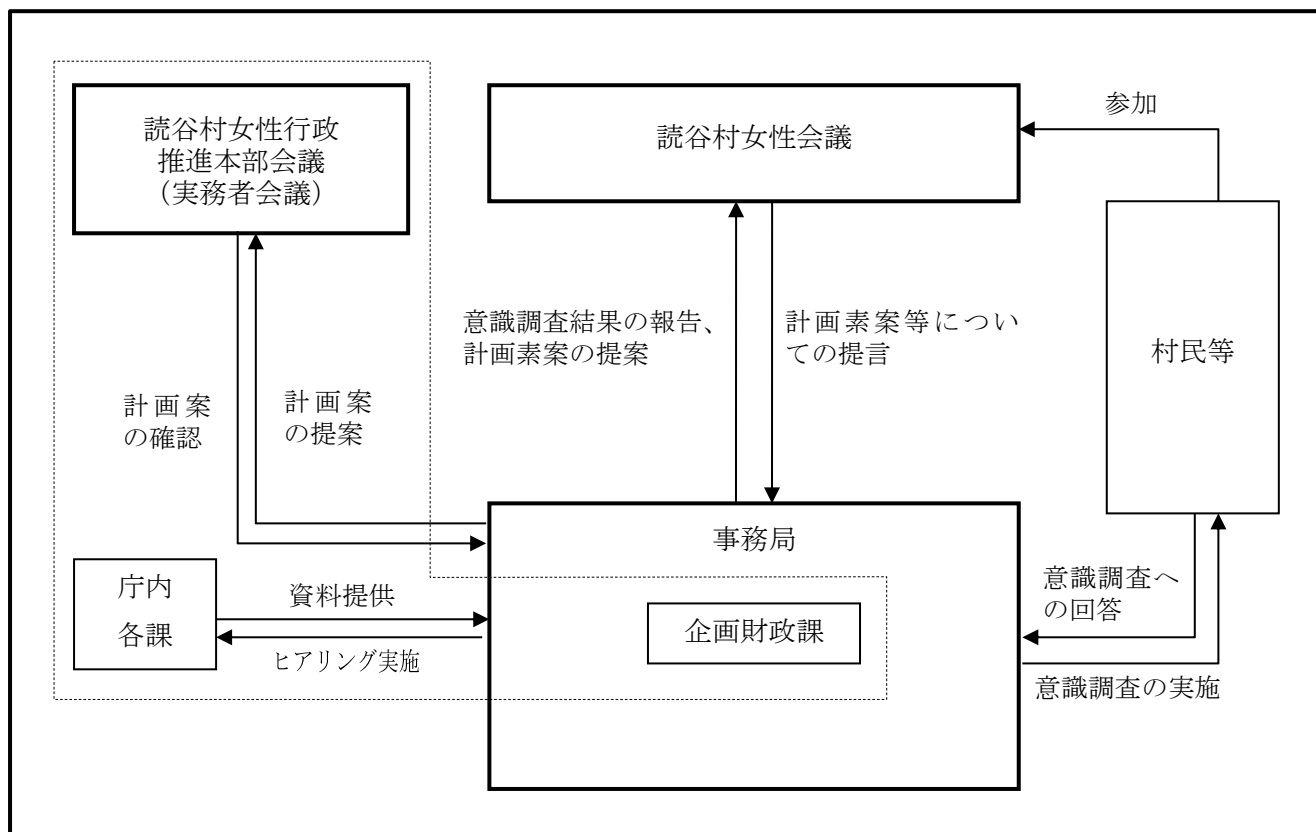
児童虐待や家庭内暴力に関しては、一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努める必要があります。

②DVに関する啓発活動

子どもや母親への暴力をはじめとするDV（家庭内暴力）の防止と救済のため、意識啓発と情報提供を推進する

3. 計画の策定体制

「あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ー」は、下図のような体制で策定をすすめました。



◆読谷村女性会議設置要綱

平成7年8月17日要綱第8号

読谷村女性会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、読谷村女性行政に関する会議（以下「女性会議」という）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 女性会議は、女性行政に関する課題とその施策のあり方について、調査研究し、その結果に基づいて村長に提言する。

(組織)

第3条 女性会議は委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村民
- (2) 知識経験者
- (3) 村職員
- (4) 村民以外で職場又は活動拠点を村内に有する者
- (5) その他

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 女性会議には議長及び副議長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 議長は女性会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は議長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし委任状の提出も出席とみなす。

(関係者の出席)

第7条 議長は会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させその意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 特定の事項を調査研究するため、必要に応じ会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て議長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は部会の会務を掌握する。
- 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、議会の運営に関し必要な事項は、部会長が議長の同意を得て定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

◆読谷村女性行政推進本部会議設置要綱

平成7年8月17日要綱第7号

改正

平成9年3月27日要綱第2号

平成16年4月1日要綱第8号

平成16年10月14日要綱第13号

平成23年2月1日要綱第5号

読谷村女性行政推進本部設置要綱

(目的)

第1条 女性問題について、関係部課の連絡調整を密にするとともに女性行政に関する施策を推進するため、読谷村女性行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部の任務は、次の通りとする。

- (1) 女性問題解決のための諸施策に関する事項
- (2) 女性行政についての関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長に副村長、副本部長に総務企画部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部の事務局は企画財政課に置き、企画財政課長を事務局長に充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第6条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長、副班長及び班員で組織する。
- 4 班長は企画調整係長をもって充て、副班長は行政係長をもって充てる。
- 5 班員は、推進本部長が選任する。
- 6 実務者会議は、班長が招集する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月27日要綱第2号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月14日要綱第13号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月1日要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

役員	職名
本部長	副村長
副本部長	総務企画部長
委員	会計管理者 教育長 生活福祉部長 建設経済部長 議会事務局長 教育次長 総務課長 税務課長 住民年金課長 福祉課長 こども未来課長 健康保険課長 健康環境課長 健康増進センター事務長 土木建設課長 跡地利用推進課長 農業推進課長 農業委員会事務局長 商工観光課長 水道課長 都市計画課長 教育総務課長 生涯学習課長 文化振興課長 学校教育課長 教育指導主事
事務局長	企画財政課長

4. 計画策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 22 年 11 月	関係課へあやとりプラン 21 の所管事業確認
11 月 9 日	◆第 1 回 読谷村女性会議 (H22 年度) ・委嘱状交付式 ・女性会議の役割について ・行動計画の概要と改定に向けて 等
12 月	関係課ヒアリング実施
12 月 22 日	◆第 2 回 読谷村女性会議 (H22 年度) ・事業評価について 等
平成 23 年 2 月	関係課の事業評価及び実績確認
2 月 25 日	◆第 3 回 読谷村女性会議 (平成 22 年度) ・雇用労働部会／生活・交流部会 (行動計画推進状況報告及び評価について)
3 月 2 日	◆第 3 回女性会議 (平成 22 年度) ・教育文化部会 (行動計画推進状況報告及び評価について)
3 月 3 日	◆第 4 回 読谷村女性会議 (平成 22 年度) ・生活・交流部会 (行動計画推進状況報告及び評価について)
3 月 8 日	◆第 4 回 読谷村女性会議 (平成 22 年度) ・雇用労働部会 (行動計画推進状況報告及び評価について)
5 月 16 日	◆第 1 回 読谷村女性会議 (平成 23 年度) ・進捗状況評価/進捗状況評価書について
平成 24 年 9 月 5 日～20 日	村民意識調査の実施
10 月 9 日	◆第 1 回 読谷村女性行政推進本部会議 ・策定工程報告・施策点検依頼 等
11 月 9 日	関係各課へ施策点検シート配布
11 月 21 日, 22 日	関係課ヒアリング実施
平成 25 年 1 月 8 日	◆第 1 回 読谷村女性会議 (平成 24 年度) ・計画策定の背景と目的 ・アンケート調査結果の報告 等
2 月 4 日	◆第 1 回 読谷村女性行政実務者会議 ・計画素案の確認について 等
2 月 13 日	◆第 2 回 読谷村女性会議 (平成 24 年度) ・男女共同参画施策の現状と課題について ・課題の整理について ・あやとりプラン (素案) について 等
2 月 21 日	◆第 3 回 読谷村女性会議 (平成 24 年度) ・あやとりプランについての確認 等
2 月 25 日	◆第 2 回 読谷村女性行政推進本部会議 ・あやとりプランについて 等
3 月 22 日	村長決裁 あやとりプラン-第 2 次読谷村男女共同参画計画-策定

あやとりプラン

—第2次読谷村男女共同参画計画—

2013（平成25）年3月 発行

発行：読谷村役場 総務企画部 企画財政課

〒904-0392

沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

電話（098）982-9200（代表）